



平成 28 年 7 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ハウスイ
代表者名 代表取締役社長 高橋 昌明
(コード番号 1352 東証第一部)
問合せ先責任者 執行役員管理本部副本部長 小林 留一
(TEL 03-3543-3536)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 28 年 7 月 14 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項第 1 号に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項第 1 号に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 28 年 4 月 14 日、当社の連結子会社における不適切な会計処理に関する社内調査結果及び過年度の決算短信等の訂正を開示しました。

これらにより、当社の連結子会社である株式会社せんいち（以下「当該子会社」という）において、経理課長による着服行為の発覚を機に事実関係を調査したところ、当該子会社とその得意先との取引に係る売上割戻について不適切な処理を行い、売上高や売掛金を過大に計上していたことや、当社と当該子会社との債権債務に生じた差異の処理において売上高を過大に計上していたこと等の不適切な会計処理が、平成 25 年 4 月の当該子会社設立以来 3 年間にわたって断続的に発生していたことが明らかとなりました。また、当該会計処理を訂正し、当該子会社に係るのれんの再評価を行ったところ、過年度に遡って多額の減損損失を計上する必要があったことも明らかとなりました。その結果、平成 26 年 3 月期から平成 28 年 3 月期第 3 四半期までの決算短信等について、当社が虚偽と認められる開示をしていたことが判明しました。

当該子会社では、実質的に経理課長が単独で業務を行うことができる体制となっていたほか、同経理課長が行った会計処理について形式的な確認は行っていたものの、その内容について十分な検証を行っていないなど、牽制機能が形骸化していたことが認められました。加えて、当社においても、業務に係る内部監査が十分でないなどの子会社に対する管理監督機能の不備も認められました。

以上を踏まえると、本件は、開示された情報の内容に虚偽があることにより上場規則に違反しており、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることとなりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることとなりました。

以 上